

番号：150172

国名：インドネシア

担当：地球環境部環境管理第一チーム

案件名：3R及び適正廃棄物管理のためのキャパシティーディベロップメント支援プロジェクト  
中間レビュー調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年5月中旬から2015年6月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	14日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月22日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	インドネシア／全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：  
本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は

本件への参加を認めない。  
(2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

インドネシアでは、人口の増加や経済成長に伴い、大都市を中心に廃棄物の発生量が増加しているが、衛生的な処分場が未整備であるため、多くの都市でオープンダンピングによる埋め立て処理に頼っている。同国においては衛生理立<sup>1</sup>が導入されている最終処分場は全体の 3%以下にとどまっているとも言われている (Strategic plan of the Ministry of Public Works under the Mid-term Development Plan (RPJM 2010-2014))。また、廃棄物管理に関する行政能力が低いことにより、ゴミの収集運搬率は低く、市民によるゴミの不法投棄も行われている。これらの現状は深刻な環境・衛生上の問題を生み出しており、廃棄物管理の改善が重要な課題となっている。また、近年、既存の最終処分場が逼迫する一方で、周辺住民の反対や都市化により、新たな廃棄物処理場用地の確保が困難となってきている。

このため、インドネシア中央政府は、環境省、公共事業省を中心に、廃棄物の減量化・適正処理を目指した法制度や政策の準備を進めてきており、廃棄物管理を担う地方政府での適用が行われている。環境省は 2007 年前後から 3R<sup>1</sup>活動の推進に向け、3R 促進プログラム (啓発用冊子の配布、テレビ広告) を展開し、公共事業省は、3R 推進を 2006 年の省令 (21 号) で打ち出した後、コミュニティを対象としたパイロット事業 (廃棄物管理に関するガイドライン・ガイダンスの普及、女性を対象としたコミュニティへの廃棄物管理トレーニング等) を実施してきている。これらの取り組みには、成功事例も見出されているが、活動範囲も、廃棄物排出量削減効果も限定的である。コミュニティの自主努力による発生源分別や家庭単位でのコンポスト化の成功事例も見られるが、都市全体としての廃棄物排出量削減効果は乏しく、廃棄物管理の施策として明確に位置付けられていないことから、長期的且つ持続的な展開を期待することが難しい状況にある。

このような状況の下、2008 年 5 月、インドネシアは 3R の推進が盛り込まれた廃棄物管理 No. 18/2008 を公布・施行した。同法では、対象廃棄物を「家庭系廃棄物」、「家庭系類似廃棄物」、「特定廃棄物」(有害物質を含むものや災害時の廃棄物など) の三つに分類し、廃棄物管理を「廃棄物削減 (3R)」と「廃棄物管理 (分別/収集/運搬/中間処理/最終処分)」によって実施すると規定している。また、製造者の責任 (拡大生産者責任) についても言及している。しかし、同法は、廃棄物管理の原則を示す基本法であり、運用に必要な詳細は別途政令及び省令、地方条例で定めることとされている。従って、拡大生産者責任実施制度の構築を目的とした省令や、対象都市において市民が廃棄物を減量、分別、再利用、リサイクルする具体的な方法を明記した条例など、適切な細則を規定することが円滑な法律運用の鍵となっている。

しかし、現状では、廃棄物管理の責務を担う地方政府関係機関 (清掃局、環境局など) における廃棄物管理の政策・戦略策定能力 (条例策定や基本計画策定) は、まだ脆弱であり、廃棄物削減活動に関する技術的な知見も不足しており、今後、廃棄物管理法 (No. 18/2008)、或いは現在承認待ちの政令や、今後策定される省令等に規定される廃棄物管理を適正に実施していくにあたり、中央政府機関、地方政府双方にとって解決すべき課題となっている。

上記の背景及び課題に基づき、インドネシア国の環境省、公共事業省から協力要請を受け、JICA は、本プロジェクトにて、適切な 3R 活動と廃棄物管理に係る省令案の策定、対象都市における中期廃棄物削減計画 (アクションプラン) の策定及びパイロットプロジェクト事業の実施を通じて、廃棄物管理法 (No. 18/2008) に準拠した適正な 3R 活動と廃棄物管理の実施を図り、他地域への将来の普及に寄与することを目的に、2013 年 6 月に合意文書の署名・交換を行い、2013 年 11 月から 3 年間の予定で協力を実施することとした。

本プロジェクトの C/P 機関は、環境省 (廃棄物管理局)、公共事業省 (環境衛生局)、パレンバン市 (清掃局) 及びバリクパパン市 (環境局) である。また、関係機関として、3R ワーキンググループ (C/P 機関のほか、内務省、国家開発企画庁 (BAPPENAS)、パレンバン市・バリクパパン市関係部局等参加) があり、本プロジェクトでは、C/P 機関が実際の活動を実施し、3R ワーキ

<sup>1</sup> 3R : Reduce, Reuse, Recycle の 3 つの語の頭文字をとった循環型社会形成を推進するための考え方を指すキーワードを指す。

ンググループが活動レベルの決定機関としての役割を担っている。

また、本プロジェクトでは、業務を実施するコンサルタント以外に、長期専門家（環境政策アドバイザー1名、廃棄物管理/業務調整1名、廃棄物管理1名）及び短期専門家（日本の地方自治体より年間2回、6名程度、期間は各2週間程度）を派遣し、現地で活動を行っている。

本プロジェクトは、2013年11月より、主に5つの活動（①省令案の策定、②条例案の策定、③廃棄物データ管理、④中期アクションプランの策定、⑤パイロットプロジェクトの実施）を行っており、現在、第1年次（2015年3月まで）が完了したところである（第2年次は2015年5月～2016年12月の実施を予定）。

今回実施する中間レビュー調査は、プロジェクト期間の中間点において、調査時点までのプロジェクト活動の実績、成果をレビューするとともに、プロジェクト後半の活動内容に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクト期間の中間点において、調査時点までのプロジェクト活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2015年5月中旬～5月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他インドネシア側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

### （2）現地派遣期間（2015年5月下旬～6月中旬）

- ①JICAインドネシア事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本中間レビューの評価手法について説明を行う。
- ③インドネシア側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、JICAインドネシア事務所を通じて事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記②、③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びインドネシア側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びインドネシア側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果のJICAインドネシア事務所等への報告に参加する。

### （3）帰国後整理期間（2015年6月中旬～6月下旬）

- ①中間レビュー評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。

③中間レビュー評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（１）～（３）のすべてとする。

- （１）評価報告書（英文）
- （２）担当分野に係る中間レビュー評価調査報告書（案）（和文）
- （３）中間レビュー評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（１）～（３）については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。航空賃については、羽田/成田（日本）－ジャカルタ（インドネシア）間、を標準とします。

## 10. 特記事項

- （１）業務日程／執務環境

### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年5月31日～2015年6月13日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に１週間先行して現地調査の開始を予定しています。

### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア）総括（JICA）
- イ）廃棄物管理／協力企画（JICA）
- ウ）評価分析（コンサルタント）

### ③便宜供与内容

当機構インドネシア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア）空港送迎

あり

- イ）宿舎手配

あり

- ウ）車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

- エ）通訳備上

英語⇄インドネシア語の通訳を提供

- オ）現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC／Pの同行

- カ）執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

- （２）参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構地球環境部環境管理第一チーム（E-mail:

gegem@jica.go.jp）にて配布します。

- ・プロジェクト業務進捗報告書１～３

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

・インドネシア共和国 3R及び適正廃棄物管理のためのキャパシティーディベロップメント支援プロジェクト詳細計画策定調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013511.html>

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上